

温泉を軸とした広域連携プロモーション業務委託業者選定募集要項

1 事業概要

- (1) 事業名 温泉を軸とした広域連携プロモーション業務委託
- (2) 事業内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月31日(水)
- (4) 事業主体 新潟市(西蒲区)、弥彦村、岩室温泉観光協会、弥彦観光協会(以下、「委託者」という。)
- (5) 委託金額 上限7,020,000円
消費税及び地方消費税を含み、消費税は10%で計算すること。
- (6) 業者選定 公募型プロポーザル方式とし、審査基準に基づき企画提案書による提案内容及び見積金額の総合評価により選定する。
- (7) 公示期日 令和8年4月17日(金)

2 企画競争参加要件

提案者は、下記の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 新潟市又は弥彦村の入札参加資格者名簿に登載されている者、又は市町村税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者で下記の書類を参加表明書提出時に提出できる者。

<提出書類> (①~④については写しの提出を可とする)

- ① 登記事項証明書
 - ② 直近の決算報告書
 - ③ 市町村税の納税証明書
 - ④ 国税の納税証明書(その3の3)
 - ⑤ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式5】((6)を確認するために提出するもの)
- (3) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、新潟市及び弥彦村の競争入札参加有資格者指名停止等措置要領等の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。同入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続き開始から契約締結までの間、新潟市及び弥彦村指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
 - (6) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61条)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者、若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独または他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ア 共同企業体は3社以内で構成されていること。
 - イ 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - エ 共同企業体は代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

3 提案書に係る質問

本公募に係る質問の受付及び回答は下記のとおりとし、電話等による口頭での質問は受け付けない。

- (1) 質問提出期限 令和8年4月24日(金)午後3時00分必着
- (2) 質問受付方法 【様式1】質問書により、持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法による。
- (3) 回答日時及び方法 令和8年4月30日(木)までに新潟市及び弥彦村の公式ホームページに掲載する。
 なお、質問に対する回答は本要項の追加または修正とみなすので、提案者は質問の有無にかかわらず全文を確認すること。
- (4) 受付窓口 〒953-0192 新潟市西蒲区西中 860 番地 岩室出張所内
 新潟市西蒲区役所 産業観光課 観光交流・商工室
 FAX：0256-82-5100
 E-mail：sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp
- (5) 受付しない項目 ①評価基準の配点に関する質問
 ②他の応募者に関する質問

4 参加表明書提出

- (1) 提出期限 令和8年5月12日(火)午後3時00分必着
- (2) 提出方法 郵送、宅配便または窓口へ持参
- (3) 提出窓口 3(4)受付窓口と同じ
- (4) 提出書類 単独で参加する場合
 【様式2-1】参加表明書(単独応募用)
 共同企業体で参加する場合
 【様式2-2】参加表明書(共同企業体用)
 【様式3】共同企業体協定書兼委任状
 ※新潟市及び弥彦村の入札参加資格者名簿のいずれにも記載されていない者は、上記の各様式のほか、新潟市又は弥彦村の入札参加資格者名簿の記載要件を満たすことを証する書類(2(2)①～⑤)も提出すること。
- (5) その他 参加表明書を提出後に辞退する場合は、【様式4】参加辞退届出書を令和8年5月20日(水)午後3時00分までに提出すること。

5 企画提案書作成・提出

- (1) 提出期限 令和8年5月20日(水)午後3時00分必着
- (2) 提出方法 郵送、宅配便または窓口へ持参
 ※内容確認後、電子データの提供を求める場合があります。
- (3) 提出窓口 3(4)受付窓口と同じ
- (4) 提出書類

No.	提出書類	概要	提出部数
①	企画提案書	様式任意。枚数自由。	各6部 (正本1部、副本5部)
②	企画提案概要書	様式任意。①企画提案書の内容のうち、別添「温泉を軸とした広域連携プロモーション業務委託に係る委託業者の選定評価基準」の評価項目に該当する部分を、A4判 片面2枚以内にまとめること。	
③	類似業務実績	様式任意。	各1部
④	概算見積書		

※①、②は、企業名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。(例) 企業名、企業ロゴ、担当者名等

- (5) その他
- ・提出期限までに提出窓口へ到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても受理されない。
 - ・提出後の案の差替え(追加及び変更等)は、提出期限までの間に限り認める。

6 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は以下のとおりとし、業務の目的及び仕様書の内容を踏まえ、極力具体的かつ簡潔に示すこと。また、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できる構成とすること。

(1) 企画概要

業務の目的に対する基本的な考え方、岩室温泉及び弥彦温泉を中心とした広域温泉エリアのブランド構築の方向性、機能温泉浴の活用方針、温泉専門家の助言、監修の活用方法、全体施策の連動性など

(2) 現状把握・資源整理及びブランドビジョン・ブランドコンセプト策定

調査・分析の手法、関係者ヒアリング及びワークショップ等の実施方法、ブランドビジョン・ブランドコンセプトのイメージ、次年度以降を見据えた展開など

(3) 機能温泉浴PR媒体の制作

パンフレット等広報媒体のイメージ、泉質比較の表現方法など

(4) 広報コンテンツ制作・情報発信

掲載媒体、ターゲット、発信内容及び運用方法、PR媒体との連動方法など

(5) 周遊促進施策の企画及び運営

デジタルスタンプラリー等の周遊施策の企画及び実施イメージ（参加方法、スポット設定、インセンティブ内容、運営方法、実施期間）、にしかん観光周遊ぐる～んバスの活用方法など

(6) 効果測定

事業の成果指標、設定根拠、測定方法など

(7) 独自提案

仕様書に示す内容以外で、本業務の目的達成及び広域温泉エリアのブランド力向上に資する独自の提案

(8) 業務計画（スケジュール）

業務実施にあたっての全体スケジュール

(9) 業務の実施体制

・組織の概要

企業名、代表者名、本社及び営業拠点所在地、資本金、設立年月日、従業員数、業務内容等

・業務の運営体制

業務実施体制図、責任者・担当者、役割分担、委託者及び温泉専門家（委託者が指定する者、詳細は仕様書を確認）との連携体制など

7 企画提案書の評価基準

別添「温泉を軸とした広域連携プロモーション業務委託業者の選定評価基準」（以下、「選定評価基準」という。）のとおり

8 委託候補者の選定

(1) 選定委員会

提出された企画提案書等の内容に基づき、書面による審査を行うものとし、提案者からの説明、プレゼンテーションは要しない。ただし、審査の過程において必要がある場合は、提案者に対してヒアリング等を行う場合がある。なお、選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 審査の方法

① 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査により最優秀提案者を選定する。選定委員会は非公開とする。

② 選定評価基準に基づき採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者とする。また、委託者が定める基準を満たす企画提案がなかった場合は、再度企画競争を行う。

③ 提案者が1者のみであった場合、審査の結果、委託者が求める目的に沿ったものである

と判断した場合には、その提案者を受託候補者とする。

(3) 選定結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市及び弥彦村公式ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く、各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 競争の実施に際しての留意事項

(1) 本事業については、1社につき1提案のみとする。

(2) 最優秀提案者に選定された場合は、委託者と十分協議しながら事業を進めることとするが、選定された企画提案書の内容については、変更、修正する場合がある。また、協議により委託者から指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本契約により制作された制作物の著作権は、委託者に帰属するものとする。

10 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

① 選定委員会で決定した最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。

② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容及び委託料の支払い

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

なお、本事業は、新潟市（西蒲区）、弥彦村、岩室温泉観光協会、（一社）弥彦観光協会が下表のとおり事業費を負担するものであり、事業費合計額が委託金額上限額を下回る場合は、下表の委託金額上限額に対する各委託者の負担額の割合に準ずることとする。

受託者はその契約、概算払いの支払回数、請求できる月、その月の支払額、精算手続き等を契約締結時に個別に各委託者と協議の上、決定する。

(表) 各委託者の費用負担額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

委託者	負担額
新潟市（西蒲区）	5,520,000 円
弥彦村	1,000,000 円
岩室温泉観光協会	250,000 円
（一社）弥彦観光協会	250,000 円
合計額（委託金額上限額）	7,020,000 円

(3) 契約書

各委託者の定めるところにより作成する。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、委託者に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。

- (3) 提出された全ての提案書は返却しない。
- (4) 提案者の失格
次のいずれかに該当した者は失格とする。
- ①提案書を提出期限日時までに提出しなかった者。
 - ②本公募の公開以降、選定委員会による選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者。
 - ③提案書類に虚偽の掲載をした者、または本要項に違反する表現をした者。
- (5) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであるが、契約手続きの完了までは、契約関係を生じるものではない。
- (6) 受託者の名称は公表できるものとする。
- (7) 受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。

※スケジュール

実施日時	内容
令和8年4月17日（金）	公募開始 （新潟市及び弥彦村ホームページに掲載）
令和8年4月24日（金）午後3時まで	質問書提出期限
令和8年4月30日（木）	質問に対する回答 （新潟市及び弥彦村ホームページに掲載）
令和8年5月12日（火）午後3時まで	参加表明期限
令和8年5月20日（水）午後3時まで	提案書提出期限
令和8年5月26日（火）	選定委員会（書類審査）
令和8年5月27日（水）	審査結果通知 （新潟市及び弥彦村ホームページに掲載）